

<添付資料> ③ 交通審議会港湾分科会への港湾労働組合代表参画の件

政府審議会は、国土交通省設置法第6条において審議会等の設置を規定し、同14条において、「国土交通大臣の諮問に依りて交通政策に関する重要事項を調査審議すること」、並びに「重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること」と、その任務などを定義しています。

港湾運送分野についての基本政策などの重要事項は、交通政策審議会港湾分科会で審議されます。しかし、港湾労働組合は、ここに参画しておらず、港湾政策の立案過程と政策そのものに港湾労働者の意見が反映されていない状況です。

現在の港湾分科会は、2001年の省庁再編にともなって、運輸政策審議会が交通政策審議会の1分科会として再編されたと説明されています。それ以前は、運政審海上交通部会に労働組合代表が参加しており、港湾運送事業の規制緩和の導入について、審議会で大いに議論がされてきた経過があります。その際には、港湾労働の安定供給、港湾運送事業の過当競争・ダンピングの防止などについて、激変緩和措置や運送秩序の安定化を図る措置が検討され、改正法にも反映されてきました。これは、港湾労働組合の参画があったからこそ可能になったことです。

現行の委員構成は、大手荷主及び荷主団体、船社団体と港運団体、並びにマスコミ・学識者となっています。働く者の意見、港湾運送の現場の意見が反映されない構成であることは明瞭です。

つきましては、別添の通り、「質問要旨(案)」と関係資料をお届けしますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

以 上

交通審議会港湾分科会への港湾労働組合代表の参画に関する国会質問の内容について(案)

○＝質問 △＝答弁

- 単刀直入に質問します。交通審議会港湾分科会に、港湾労働組合の代表が参加できていないのはなぜか。また、そのようになっている理由はなぜか。

△ ……

- 他の政府審議会でも同様か。労働組合代表が参加している審議会はどれぐらいあるか。

△ ……

- 交通政策審議会は、その設置法にあるように「交通政策に関する重要事項を調査審議すること」を目的としています。交通政策の重要事項に、働く人たちの意見が反映されないのは問題です。それは、その政策によって、働き方、条件が変わってくることになるからです。

港湾分科会に港湾労働者の代表を参画させるよう要求します。いかがか？

△ ……

- 港湾は、海に囲まれた我が国の経済、国内外貿易の重要な位置を占め、港湾運送の安定は、日本経済、とりわけ物流の要に位置する産業で、その安定は不可欠です。これは、規制緩和が導入された際の運輸政策審議会でも大いに議論となり、最終報告書には「港湾運送の安定化方策」の考え方が盛り込まれました。具体的には規制緩和によって、事業者間の競争が促進され、「競争が激化する等の結果、労働関係が不安定化し、雇用不安」が生じるとして、労働問題の発生を念頭に、悪質事業者の参入防止やダンピング防止策を提起しています。

こうした経過をみるなら、港湾分科会への労働組合代表の参画は不可欠と考えます。重ねて、交通政策審議会港湾分科会に港湾労働組合の代表を参加させるよう要求します。

国土交通省に港湾分科会への労働組合代表の参画を申し入れ、交渉したなかでの、国土交通省の回答

<国土交通省の回答>

平成13年(2001年)の省庁再編に伴い、港湾審議会が交通政策審議会の1部会である港湾分科会に再編された。再編以前の港湾審議会は、若干の有識者の比ほか、多くの業界団体や行政委員で構成され、利害関係者の調整の場という色彩が濃いものとなっていた。一方、再編後は、従来の審議会をより簡素化するとともに、港湾法にもとづき10年～15年を見据えた港湾計画を審議するなど、これからの港湾の在り方について、全国的、広域的な観点から審議している。このような現在の港湾分科会の位置づけを踏まえると、その委員は物流や産業の分野に係る有識者を中心とする委員で構成するのが適当であると考えている。

以上

交通政策審議会港湾分科会への労働組合代表参画に関する添付資料 目次

* 各資料右下に記載の頁番号で標記

- P1 労働組合の申し入れに対する国土交通省の回答
- P2～3 現在の国土交通政策審議会、及び港湾分科会の委員名簿
- P4～5 運輸政策審議会海上交通部会、及び港湾運送小委員会委員名簿
(1999年6月10日当時)
- P6～12 国土交通省設置法/第1条～第6条
- P13～15 国土交通省設置法/第14条～第24条
- P16～19 港湾運送の安定化方策(港湾の規制緩和に関する報告書抜粋)

国土交通省に港湾分科会への労働組合代表の参画を申し入れ、交渉したなかでの、国土交通省の回答

<国土交通省の回答>

平成13年(2001年)の省庁再編に伴い、港湾審議会が交通政策審議会の1部会である港湾分科会に再編された。再編以前の港湾審議会は、若干の有識者の比ほか、多くの業界団体や行政委員で構成され、利害関係者の調整の場という色彩が濃いものとなっていた。一方、再編後は、従来の審議会をより簡素化するとともに、港湾法にもとづき10年～15年を見据えた港湾計画を審議するなど、これからの港湾の在り方について、全国的、広域的な観点から審議している。このような現在の港湾分科会の位置づけを踏まえると、その委員は物流や産業の分野に係る有識者を中心とする委員で構成するのが適当であると考えている。

以上



交通政策審議会

開催状況

第9回 総会(2010年7月26日)

[開催案内](#) [議事要旨](#) [議事録\(PDF形式:124KB\)](#) [配布資料](#)

第7回総会(2010年7月26日)

[開催案内](#) [議事要旨](#)

第6回総会(2008年6月27日)

[開催案内](#) [議事要旨](#) [議事録\(PDF形式:307KB\)](#) [配布資料](#)

第5回(2007年7月12日)

[議事要旨](#) [議事録\(PDF形式:123KB\)](#) [配布資料](#)

[過去の開催状況](#)

概要

設置年月日: 2001年1月6日

根拠法令: 国土交通省設置法第6条

所掌事務: 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項についての調査審議等

庶務担当部署(内線): 総合政策局総務課(24133)

委員(2017年4月1日 時点)

秋池 玲子	ポストコンサルティンググループ シニアパートナー&マネージング・ディレクター
家田 仁	政策研究大学院大学教授
磯部 雅彦	高知工科大学学長
上村 多恵子	(一社)京都経済同友会常任幹事
大日方 邦子	(株)電通パブリックリレーションズ シニアコンサルタント、(一社)日本パラリンピアンズ協会副会長
加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科教授
金本 良嗣	電力広域的運営推進機関理事長
鎌田 実	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
河野 真理子	早稲田大学法学学術院教授
木場 弘子	キャスター、千葉大学客員教授
◎古賀 信行	野村ホールディングス(株)取締役会長、(一社)日本経済団体連合会副会長
小林 潔司	京都大学経営管理大学院経営研究センター長・教授
塩路 昌宏	京都大学エネルギー科学研究科長
篠原文也	政治解説者、ジャーナリスト
鈴木 真二	東京大学大学院工学系研究科教授
住野 敏彦	全日本交通運輸産業労働組合協議会議長
○竹内 健蔵	東京女子大学現代教養学部国際社会学科教授
伊達 美和子	森トラスト・ホテルズ&リゾーツ(株)代表取締役社長
田中 里沙	事業構想大学院大学学長、宣伝会議取締役
永峰 好美	読売新聞東京本社編集委員
中村 文彦	横浜国立大学理事・副学長・教授
新野 宏	東京大学大気海洋研究所教授
野川 忍	明治大学法科大学院法務研究科教授
野尻 俊明	流通経済大学学長
野田 由美子	PwCアドバイザリー合同会社パートナー
原田 昇	東京大学大学院工学系研究科教授
坂東 真理子	昭和女子大学理事長
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究科教授
屋井 鉄雄	東京工業大学環境・社会理工学院教授
矢ヶ崎 紀子	東洋大学国際観光学部准教授

※◎会長、○会長代理



交通政策審議会

港湾分科会

開催状況

第66回(2017年3月10日)

[開催案内](#) [議事概要](#) [議事録\(PDF形式:422KB\)](#) [配布資料](#)

第65回(2016年11月18日)

[開催案内](#) [議事概要](#) [議事録\(PDF形式:394KB\)](#) [配布資料](#)

第64回(2016年7月4日)

[開催案内](#) [議事概要](#) [議事録\(PDF形式:404KB\)](#) [配布資料](#)

第63回(2016年4月25日)

[開催案内](#) [議事概要](#) [議事録\(PDF形式:612KB\)](#) [配布資料](#)

第62回(2016年2月29日)

[開催案内](#) [議事概要](#) [議事録\(PDF形式:357KB\)](#) [配布資料](#)

[過去の開催状況](#)

概要

設置年月日: 2001年1月6日

根拠法令: 交通政策審議会令第6条

所掌事務: 港湾、航路及び港湾運送に関する重要事項についての調査審議等

庶務担当部署(内線): 港湾局総務課(46113)

委員(2016年4月25日 時点)

赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授
 家田 仁 政策研究大学院大学 教授
 一柳 尚成 トヨタ自動車(株) 物流管理部長
 井出 多加子 成蹊大学経済学部 教授
 上村 多恵子 (一社) 京都経済同友会 理事
 小田 和之 (一社) 日本船主協会 常勤副会長
 河野 真理子 早稲田大学法学学術院 教授
 木場 弘子 キャスター・千葉大学 客員教授
 久保 昌三 (一社) 日本港運協会 会長
 小林 潔司 京都大学経営管理大学院センター長・教授
 篠原 文也 政治解説者・ジャーナリスト
 篠原 正人 福知山公立大学 教授・京都大学経営管理大学院 特命教授
 竹林 幹雄 神戸大学大学院海事科学研究科 教授
 竹谷 隆 (一社) 日本経済団体連合会 運輸委員会物流部会 委員
 野原 佐和子 (株) イブシ・マーケティング研究所 代表取締役社長
 望月 久美子 (独) 住宅金融支援機構 理事

3

(参考資料)

運輸政策審議会海上交通部会委員名簿(敬称略)

部会長	谷川 久	船員中央労働委員会会長
部会長代理	杉山 武彦	一橋大学教授
委員	坪根 眞	全日本交通運輸産業労働組合協議会議長
"	岸 ユキ	女優
"	田付 茉莉子	恵泉女学園大学教授
"	南条 俊二	読売新聞社論説委員
"	福井 康子	(株)都市経済研究所主任研究員
"	柳島 佑吉	産業経済新聞社論説副委員長
"	山本 長	空港施設(株)代表取締役社長
特別委員	栗原 宣彦	流通科学大学商学部教授
"	今野 修平	大阪産業大学教授
"	白井 晋太郎	(財)産業雇用安定センター理事長
"	鈴木 三郎	神戸商船大学教授
"	橋本 寿朗	東京大学社会科学研究所教授
専門委員	今沢 時雄	東京都生活文化局長
"	尾崎 睦	(社)日本港運協会会長
"	上東野 治男	(社)日本貿易会物流委員会主幹
"	河本 末吉	全日本港湾労働組合中央執行委員長
"	坂田 昇	(社)日本船主協会港湾協議会代表
"	東尾 昭	(社)日本荷主協会物流委員会委員長
"	竹下 勅三	通産農林団体輸送協議会代表幹事
"	中西 昭士郎	全日本港湾運輸労働組合同盟会長
"	原田 弘	日本内航海運組合総連合会会長
"	増井 正行	全国港湾労働組合協議会議長
"	山下 文利	(財)港湾近代化促進協議会監事
"	山本 信行	神戸市港湾整備局長
"	B.T. ラット	外国船舶協会副会長

運輸政策審議会海上交通部会港湾運送小委員会委員名簿(敬称略)

委員長	谷川 久	船員中央労働委員会会長
委員	田付 茉莉子	恵泉女学園大学教授
"	南条 俊二	読売新聞社論説委員
"	柳島 佑吉	産業経済新聞社論説副委員長
"	山本 長	空港施設(株)代表取締役社長
特別委員	栗原 宣彦	流通科学大学商学部教授
"	今野 修平	大阪産業大学教授
"	白井 晋太郎	(財)産業雇用安定センター理事長

✕

〃	橋本	寿朗	東京大学社会科学研究所教授
専門委員	今沢	時雄	東京都生活文化局長
〃	尾崎	睦	(社)日本港運協会会長
〃	上東野	治男	(社)日本貿易会物流委員会主幹
〃	河本	末吉	全日本港湾労働組合中央執行委員長
〃	坂田	昇	(社)日本船主協会港湾協議会代表
〃	東尾	昭	(社)日本荷主協会物流委員会委員長
〃	竹下	勅三	通産農林団体輸送協議会代表幹事
〃	中西	昭士郎	全日本港湾運輸労働組合同盟会長
〃	原田	弘	日本内航海運組合総連合会会長
〃	増井	正行	全国港湾労働組合協議会議長
〃	山下	文利	(財)港湾近代化促進協議会監事
〃	山本	信行	神戸市港湾整備局長
〃	B.T.	ラット	外国船舶協会副会長

All Rights Reserved, Copyright (C) 2001, Ministry of Land, Infrastructure and Transport

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国土交通省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 国土交通省の設置

(設置)

第二条 [国家行政組織法](#)（昭和二十三年法律第二百十号）[第三条第二項](#)の規定に基づいて、国土交通省を設置する。

2 国土交通省の長は、国土交通大臣とする。

第二節 国土交通省の任務及び所掌事務

(任務)

第三条 国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、国土交通省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 国土交通省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む。）に関すること。

四 総合的な交通体系の整備に関すること。

五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること。

六 土地の使用及び収用に関すること。

七 公共用地取得制度に関すること。

八 [公有地の拡大の推進に関する法律](#)（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

九 国が行う土地の測量、地図の調製及びこれらに関連する業務に関すること。

- 十 測量業の発達、改善及び調整その他土地の測量及び地図の調製に関すること。
- 十一 建設業(浄化槽工事業を含む。)の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関すること。
- 十二 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十三 不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関すること。
- 十四 宅地の供給、造成、改良及び管理に関すること。
- 十五 海洋汚染等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。第九十九号において同じ。)及び海上災害の防止に関すること。
- 十六 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、測量その他の国土の管理、航空保安業務の高度化その他の交通の発達及び改善並びに気象業務に係るものに関すること。
- 十七 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること。
- 十八 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十九 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十一 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。
- 二十二 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十二の二 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、地域限定特例通訳案内士及び福島特例通訳案内士に関すること。
- 二十三 ホテル及び旅館の登録に関すること。
- 二十四 首都圏その他の各大都市圏、東北地方その他の各地方及び北海道のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 二十六 北海道総合開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び北海道総合開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
- 二十七 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業に係る政令で定める事業(北海道総合開発計画に基づくものを除く。)に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に関すること。
- 二十八 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第十五条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産(北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定めるものに限る。)の管理に関すること。
- 二十九 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

- 三十 [国土利用計画法](#)（昭和四十九年法律第九十二号）の規定による土地利用基本計画、土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること。
- 三十一 農住組合の設立及び業務に関すること。
- 三十二 地価の公示に関すること。
- 三十三 不動産の鑑定評価に関すること。
- 三十四 国土調査に関すること。
- 三十五 水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三十六 水源地域対策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三十七 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三十八 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること。
- 三十九 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四十 豪雪地帯([豪雪地帯対策特別措置法](#)（昭和三十七年法律第七十三号）[第二条第一項](#)に規定する豪雪地帯をいう。)の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四十一 北方領土隣接地域([北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律](#)（昭和五十七年法律第八十五号）[第二条第二項](#)に規定する北方領土隣接地域をいう。)の振興及び住民の生活の安定に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四十二 アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- 四十三 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。
- 四十四 都市計画及び都市計画事業に関すること。
- 四十五 土地区画整理事業、市街地再開発事業、民間都市開発事業その他市街地の整備改善に関すること。
- 四十六 駐車場及び自動車車庫に関すること。
- 四十七 [都市開発資金の貸付けに関する法律](#)（昭和四十一年法律第二十号）の規定による資金の貸付けに関すること。
- 四十八 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあっては、これらの整備に限る。)に関すること。
- 四十九 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること。
- 五十 市民農園の整備の促進に関すること。
- 五十一 屋外広告物に関すること。
- 五十二 古都(明日香村を含む。)における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 五十三 下水道に関すること。

- 五十四 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
- 五十五 水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関すること。
- 五十六 流域における治水及び水利に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する
こと。
- 五十七 公有水面の埋立て及び干拓に関すること。
- 五十八 運河に関すること。
- 五十九 砂防に関すること。
- 六十 地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関すること。
- 六十一 海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
- 六十二 水防に関すること。
- 六十三 公共土木施設の災害復旧事業に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関する
こと。
- 六十四 道路の整備、利用、保全その他の管理(これに関連する環境対策及び交通安全対
策を含む。)に関すること。
- 六十五 有料道路に関する事業に関すること。
- 六十六 住宅(その附属施設を含む。)の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の
整備に関すること。
- 六十七 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の
保証及び住宅融資保険に関すること。
- 六十八 被災地における土地及び建物の権利の保全に関すること。
- 六十九 建築物(浄化槽を含む。)に関する基準に関すること。
- 七十 建築士に関すること。
- 七十一 建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関すること。
- 七十二 鉄道、軌道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に
関すること。
- 七十三 鉄道、軌道及び索道による運送並びにこれらの事業の発達、改善及び調整に関す
ること。
- 七十四 鉄道、軌道及び索道の安全の確保に関すること。
- 七十五 鉄道、軌道及び索道に関する事故並びにこれらの事故の兆候の原因並びにこれら
の事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。
- 七十六 鉄道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製
造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に関する事業の
発達、改善及び調整に関すること。
- 七十七 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 七十八 自動車ターミナルに関すること。
- 七十九 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
- 八十 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他
の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること。
- 八十一 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。

- 八十二 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 八十三 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 八十四 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 八十五 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。
- 八十六 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 八十七 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 八十八 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
- 八十九 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- 九十 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
- 九十一 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
- 九十二 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 九十三 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 九十四 削除
- 九十五 モーターボート競走に関すること。
- 九十六 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。
- 九十七 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。
- 九十八 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
- 九十九 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
- 百 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。
- 百一 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。
- 百二 航路の整備、保全及び管理に関すること。
- 百三 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
- 百四 航空運送及び航空に関する事業(航空機及びその装備品の生産(修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。))に関するものを除く。)の発達、改善及び調整に関すること。
- 百五 航空機の登録及び航空機抵当に関すること。
- 百六 航空機の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止並びに航空機の航行の安全の確保に関すること。

- 百七 航空機及びその装備品の修理及び改造(航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。)並びに流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 百八 航空従事者の教育及び養成並びに航空従事者に関する証明に関すること。
- 百九 [空港法](#) (昭和三十一年法律第八十号) [第二条](#) に規定する空港その他の飛行場(以下「空港等」という。)及び航空保安施設の設置及び管理並びに空港等の設置及び管理に関連する環境対策に関すること。
- 百十 航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関すること。
- 百十一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。
- 百十二 官公庁施設の整備([官公庁施設の建設等に関する法律](#) (昭和二十六年法律第百八十一号) [第十条第一項](#) 各号に掲げるものに限る。)並びに官公庁施設に関する基準の設定、指導及び監督に関すること。
- 百十三 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。
- 百十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- 百十五 所掌事務に関する情報化に関すること。
- 百十六 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
- 百十七 交通安全基本計画([交通安全対策基本法](#) (昭和四十五年法律第百十号) [第二十二條第一項](#) に規定する交通安全基本計画をいう。)に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 百十八 [海難審判法](#) (昭和二十二年法律第百三十五号) [第九条](#) に規定する事務
- 百十九 気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。
- 百二十 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報及び警報並びに気象通信に関すること。
- 百二十一 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びに気象、地象及び水象に関する情報に関すること。
- 百二十二 気象測器その他の測器に関すること。
- 百二十三 [海上保安庁法](#) (昭和二十三年法律第二十八号) [第五条](#) に規定する事務
- 百二十四 建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関すること。
- 百二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 百二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する養成及び研修を行うこと。
- 百二十七 国立研究開発法人建築研究所が行う地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 百二十八 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき国土交通省に属させられた事務

//

- 2 前項に定めるもののほか、国土交通省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職

第五条 国土交通省に、技監一人及び国土交通審議官三人を置く。

- 2 技監は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る技術を統理する。
 3 国土交通審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第二節 審議会等

第一款 設置

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

- 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

名称	法律
中央建設工事紛争審査会	建設業法(昭和二十四年法律第百号)
中央建設業審議会	建設業法
土地鑑定委員会	地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)
国土開発幹線自動車道建設会議	国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十二年法律第六十八号)
中央建築士審査会	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)

12

第四款 交通政策審議会

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。
 - 三 [交通政策基本法](#)、[観光立国推進基本法](#)（平成十八年法律第百十七号）、[全国新幹線鉄道整備法](#)（昭和四十五年法律第七十一号）、[海上運送法](#)（昭和二十四年法律第百八十七号）、[本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法](#)（昭和五十六年法律第七十二号）、[造船法](#)（昭和二十五年法律第百二十九号）、[臨時船舶建造調整法](#)（昭和二十八年法律第百四十九号）、[船員法](#)（昭和二十二年法律第百号）、[最低賃金法](#)（昭和三十四年法律第百三十七号）、[障害者の雇用の促進等に関する法律](#)（昭和三十五年法律第百二十三号）、[船員災害防止活動の促進に関する法律](#)（昭和四十二年法律第六十一号）、[青少年の雇用の促進等に関する法律](#)（昭和四十五年法律第九十八号）、[勤労者財産形成促進法](#)（昭和四十六年法律第九十二号）、[雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律](#)（昭和四十七年法律第百十三号）、[育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律](#)（平成三年法律第七十六号）、[船員職業安定法](#)（昭和二十三年法律第百三十号）、[船舶職員及び小型船舶操縦者法](#)（昭和二十六年法律第百四十九号）、[水先法](#)（昭和二十四年法律第百二十一号）、[港湾法](#)（昭和二十五年法律第百十八号）、[港湾整備促進法](#)（昭和二十八年法律第百七十号）、[広域臨海環境整備センター法](#)（昭和五十六年法律第七十六号）、[空港法](#)、[気象業務法](#)（昭和二十七年法律第百六十五号）及び[海上交通安全法](#)（昭和四十七年法律第百十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第五款 運輸審議会

（所掌事務等）

第十五条 運輸審議会は、[鉄道事業法](#)（昭和六十一年法律第九十二号）、[軌道法](#)（大正十年法律第七十六号）、[都市鉄道等利便増進法](#)（平成十七年法律第四十一号）、[流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律](#)（平成十七年法律第八十五号）、[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律](#)（平成十九年法律第五十九号）、[都市の低炭素化の促進に関する法律](#)（平成二十四年法律第八十四号）、[道路運送法](#)（昭和二十六年法律第百八十三号）、[貨物自動車運送事業法](#)（平成元年法律第八十三号）、[特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法](#)（平成二十一年法律第六十四号）、[海上運送法](#)、[内航海運業法](#)（昭和二十七年法律第百五十一号）、[内航海運組合法](#)（昭和三十二年法律第百六十二号）、[港湾運送事業法](#)（昭和二十六年法律第百六十一号）、[港湾法](#) 及び [航空法](#)（昭和二十七年法律第百三十一号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。

13

- 2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。
- 3 第一項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する裁決(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第四号に規定する不利益処分(以下「不利益処分」という。)を除く。)のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。
- 4 運輸審議会は、第一項に規定する事項に係る処分等及び第二項に規定する裁決に関し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

(組織)

第十六条 運輸審議会は、委員六人をもって組織する。

- 2 委員のうち四人は、非常勤とする。

(会長)

第十七条 運輸審議会に、会長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運輸審議会を代表する。
- 3 運輸審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する常勤の委員を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十八条 委員は、年齢三十五年以上の者で広い経験と高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、国土交通大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 4 常勤の委員は、他の政府職員の職を兼ねてはならない。

(委員の任期)

第十九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の罷免)

第二十条 国土交通大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務等)

第二十一条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 常勤の委員は、在任中、国土交通大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員の給与)

第二十二条 委員の給与は、別に法律で定める。

(公聴会)

第二十三条 運輸審議会は、第十五条第一項に規定する事項及び同条第二項の規定により付議された事項については、必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は国土交通大臣の指示若しくは運輸審議会の定める利害関係人の請求があったときは、公聴会を開かなければならない。

(調査等)

第二十四条 運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。

- 一 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。
- 二 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。
- 三 関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。



V 港湾運送の安定化策

Home

1. 基本的考え方

行政改革委員会最終意見においては、「港湾運送事業においては、港湾運送の効率化(コスト削減、サービス向上)を求めれば、港湾運送の安定化(労働関係の安定化等)が損なわれるという懸念がある」旨指摘されているが、規制緩和が行われ、事業免許制が許可制になり、料金認可制が届出制になると、港湾運送事業者間の競争が促進される結果、事業の効率化が図られ、サービスも向上し、船社、荷主等の港湾ユーザーにとって大きなメリットが生じる。

一方、後述のように港湾運送事業者間の競争が激化する等の結果、労働関係が不安定化し、雇用不安、労働争議が生じる可能性や、再び悪質事業者が参入してくる懸念が生じてくる。

仮に、そのような事態に立ち至れば、効率化を求めた結果、かえって全体としての効率化が達成されなくなる事となってしまう。

従って、行政改革委員会最終意見にも指摘されているとおり、効率化のみを求めるのではなく、労働関係等港湾運送の安定化に一定の配慮を払いながら、規制緩和を進めていくことが重要であるとする。具体的には、次のような方策(港湾運送の安定化策)を講じていくべきである。

● 2. 悪質な事業者の参入の防止策

我が国の港湾運送事業は、過去、専ら下請事業者との間に介在して手数料等を収受することを業としたり、専ら日雇労働者を使用して港湾運送事業を営むような悪質な事業者の存在を許した一時代があった。

このため、港湾運送事業法の改正を通じ、需給調整規制(免許制 法第4条、第6条)、欠格事由(法第6条)、労働者保有義務(法第6条)及び一貫責任制度(法第16条)の各制度により、これら悪質な事業者を排除してきたという歴史を持っている。

一般の規制緩和の結果、港湾運送事業者間の競争が激化すると、全体のコストに占める労働コストの割合が非常に高いため、価格競争の結果が労働コストにしわ寄せされやすく、港湾運送事業者は常備労働者に代えて日雇労働者への依存を強める可能性が高まる。この結果、労働関係が不安定化するとともに、再び日雇労働者の労務供給を業とする悪質事業者の参入を招くおそれが生じてくる。

こうした悪質な事業者の参入等を防止するため、新たに、欠格事由の拡充、罰則の強化や労働者保有基準の引き上げを行うべきであるとともに、一貫責任制度を従来どおり維持すべきである。

(i)欠格事由の拡充、罰則の強化

建設業法等の例にならい、欠格事由に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(暴対法)、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(労働者派遣法)等の違反者を新たに含めるとともに、これら違反者が刑の執行等が終わってから港湾運送事業の免許(許可)が受けられない期間の延長も行うべきである。

また、港湾運送事業法に違反した際の罰則についても強化する方向で見直しを行うべきである。

(ii)労働者保有基準の引き上げ

専ら下請事業者との間に介在して手数料を収受すること(いわゆるピンハネ)を業としたり、専ら日雇労働者を使用して港湾運送事業を営むような悪質な事業者の参入を防止するとともに、事業者の経営基盤強化にも資することから、各港湾運送事業者が一定の人数以上の労働者を常備することを確保するため、規制緩和を行う9港における労働者保有基準(注)を既存事業者の労働者の保有状況やそれぞれの事業の内容も勘案して、1.5倍程度に引き上げるべきである。

(注)労働者保有基準:港湾運送事業者が常備しておかなければならない労働者の最低保有基準(人数)

また、この労働者保有基準の引き上げについては、これを円滑に実施できるよう、港湾運送事業者が、作業の共同化等の斡旋などを行う事業協同組合に加盟している場合には、当該事業協同組合の他の組合員（港湾運送事業者）の常備労働者を自己の労働者とみなしたうえ、労働者保有基準に係る基準の適否の確認を行うことができるようにすべきである。

なお、既存の事業者については、激変緩和措置として、新基準を適用しない猶予期間（答申後3年間程度）を設けるべきである。

(iii)一貫責任制度（法第16条）の維持

一般港湾運送事業者（元請事業者）が引き受けた港湾運送につき、実作業も含め、責任を持って遂行する体制を確保し、専ら下請事業者との間に介在して手数料を収受すること（いわゆるピンハネ）を業とするような悪質な事業者の参入を防止するため、一貫責任制度（法第16条）を維持すべきである。

（注）一貫責任制度：一般港湾運送事業者（元請事業者）は、請け負った貨物量の70%以上を、自ら行うか、又は、当該荷役の実施に自らが責任を持つようにするため、当該元請事業者と一定の資本関係や契約関係にある港湾荷役事業者等（関連下請事業者）に行わせるかしなければならない（法第16条）。

● 3. 過度のダンピングによる港湾運送の混乱の防止策

規制緩和の実施により、参入が容易となり、価格規制も緩和される結果、事業者間の競争、特に価格競争が激化する。この結果、事業の効率化が図られ荷役料金が弾力化され、船社、荷主等の港湾ユーザーにとってはメリットが生じるが、一方、価格競争が行き過ぎると労務供給的色彩が強い港湾運送事業の場合、全体のコストに占める労働コストの割合が非常に高いため、労働コストが切り下げられたり、日雇労働者の雇用が増えるなど労働関係が不安定化し、雇用不安、労働争議が生じる可能性が出てくる。また、小規模事業者の多い港湾運送事業者と船社、荷主との間の力関係の差が行き過ぎた料金引き下げを引き起こす可能性もある。

従って、規制緩和による港湾運送事業者間の競争激化や中小企業が多い港湾運送事業者と大企業が多い船社、荷主との力関係の差を原因とする過度のダンピングが広く行われることにより、港湾運送の安定が害されるおそれがあるところから、料金変更命令制度及び緊急監査制度を導入すべきである。

(i)料金変更命令制度

港湾運送事業者から届出を受けた料金が著しく原価割れ（過度のダンピング）をしている場合等において、運輸大臣が、料金の変更を命ずることができる制度。

(ii)緊急監査制度

個々の港において過度のダンピングが広く行われているおそれがある場合において、当該港の港湾運送事業者に対して緊急に監査を行う制度。

緊急監査制度は以下の手続きに従い行うものとする。

(イ)ダンピング調査

ダンピング申告や当該港の荷役量の減少などを契機として、当該港においてダンピングが広く行われているおそれがないか調査を行う。

(ロ)緊急監査

ダンピング調査の結果、当該港において、ダンピングが広く行われているおそれがある場合に、事案に応じ必要な範囲の事業者に対し、緊急監査を実施する。緊急監査の結果、港湾運送事業者が過度のダンピングを行っていた場合には、文書警告、改善実施計画の提出要求等を行う。

(ハ)改善状況報告

文書警告後、3ヶ月後ないし1年後に改善状況報告を求める。

(ニ)再度の監査

改善状況報告に問題等があり、再度の監査を行った結果、事態が改善されていないような場合には、直ちに事業停止処分等の行政処分を行う。

ダンピング調査や文書警告、行政処分などを行う場合には、必要に応じ、船社、荷主への、ヒアリング、文書警告等を行った旨の通知、ダンピング再発防止の協力要請のほか、同一の船社、荷主の要請により過度のダンピングが繰り返されていたことが明白なような場合にはその旨の公表などを行う。

なお、料金変更命令制度及び緊急監査制度の運用に当たっては、あらかじめ、運用基準を明らかにするなど透明性や公平性の確保に努めるべきである。

● 4. 拠出金の確保

(i) 拠出金は港湾労働年金や港湾労働者の現場施設、宿舎等の維持、整備など港湾労働者の福利厚生の実施のため使われており、労働関係の安定化に重要な役割を果たしている。

(ii) 拠出金制度の導入は、戦後の港湾運送の混乱を解決するため、日雇労働者から常雇労働者への切り替えが急務とされるなか、日雇労働者中心の時代には重要視されなかった福利厚生の実施が強く求められたことによるものである。

しかし、港湾運送事業者は中小零細事業者が多く、これらの福利厚生事業について個々の事業者任せでは、その整備、充実が進まないとともに、港湾という限られた空間の中で、個々の事業者が個別に福利厚生施設などを整備することは、非効率であるため、港湾運送事業者がそれぞれ拠出金を拠出し、共同して福利厚生事業を行うという現行制度ができたわけである。

(iii) このような拠出金制度の重要性に鑑み、運輸省は、認可料金制度のもと、拠出金を適正なコストとして認めるとともに認可料金の内訳として拠出金部分を明示(透明化)することにより、船社、荷主の理解と協力を得やすくしていたところである。

また、これに応じ、船社、荷主も、全体として、その内訳として拠出金部分を含むことを明示した荷役料金(認可料金)を支払うという形で拠出金の制度に理解と協力を進めてきたところである。

(iv) ただ、拠出金の使途である港湾労働者の福利厚生施設の整備運営等に要する資金は、一般には労働者を雇用する事業者が自己の責任と判断の下、自己の収益のうちから支出する性格のものであり、港湾労働者と直接の雇用関係にない船社、荷主がこれを負担するという点には必ずしもなじまないと考えられる。

(v) しかし、認可料金制度が届出料金制度に変更になるに伴い、以下のような状況が生じることが懸念される。

(イ) 認可料金で事実上裏打ちしている拠出金が根拠を失うことにより、現在の各拠出金の額が、船社、荷主(当該船社、荷主の顧客企業も含む。)から荷役料金の中の費用の一部として認められなくなるおそれがある。

(ロ) 港湾運送事業者は、中小事業者が多く、規制緩和による競争の激化により経営が悪化し、従来どおりの拠出金の額を負担できなくなるおそれがある。

このような状況となると、従来どおりの拠出金額が確保されなくなるおそれが生じる結果、労働関係が不安定化し、行政改革委員会最終意見や船社、荷主が要望している「港湾運送の安定化を害することなく規制緩和を進める」という命題が達成されなくなるおそれがある。

(vi) 行政改革委員会最終意見においても「現在、関係当事者間の拠出により、労働者の福利厚生が図られているが、規制緩和後も、関係者間で継続した取組みがなされることが重要である」旨の指摘がなされているところであるが、港湾運送事業者のコストの一部としての拠出金は常雇労働者による労働関係の安定化に大きな役割を果たしていることに鑑み、(v)に指摘するような事態を避けるため、従来どおり、船社、荷主全体としての拠出金制度に対する理解と協力が望まれるところである。

従って、規制緩和により認可料金制度が廃止されるに当たり、以下のように、港湾運送事業者の要請に応じ港湾運送約款に基づき荷役料金の分割支払を行うことについて、船社、荷主の理解と協力が得られるならば、拠出金を確保する方法として効果的であるところから、船社、荷主に対し、港湾運送の安定化のため、このような支払方法の変更について理解と協力を要請せざるを得ないと考える。

また、これにより港湾運送の安定化を確保しつつ、円滑に規制緩和を推進することは、船社、荷主にとっても望ましいところであると考えられる。

(荷役料金の分割支払)

・各拠出金の拠出は、従来どおり、基本的には港湾運送事業者の責務であり、荷役料金等の収入のうちから自ら拠出するものであることを前提に、船社、荷主に対し以下のとおり、荷役料金の分割支払を要請するもの。

・港湾運送事業者は、運輸大臣の認可を受けた港湾運送約款に基づき、船社、荷主との間で契約した荷役料金の支払に関して、拠出金額に相当する荷役料金の一部の金額については(財)港湾近代化促進協議会に、荷役料金のうち残りの金額については当該港湾運送事業者に分けて支払うことを船社、荷主に対して請求(従来どおり、請求書に荷役料金の内訳として拠出金額に相当する金額とそれ以外の金額とを分けて明示)。

・港湾運送事業者は、拠出金額に相当する荷役料金の一部の受取及び(社)日本港湾福利厚生協会等に対する拠出金の納付を(財)港湾近代化促進協議会に委任。

(vii) なお、この荷役料金の分割支払が行われる場合には、運輸省は、その適正化が図られるよう(財)港湾近代化促進協議会等を指導すべきである。

また、荷役料金の分割支払への変更が行われる場合には、船社、荷主の負担ができるだけ少なくなるようにすべきであるとともに、運輸省も含めて3年後に荷役料金の分割支払について見直しを行うべきである。

All Rights Reserved, Copyright (C) 2001, Ministry of Land, Infrastructure and Transport